

## 学校いじめ防止基本方針 河内長野市立川上小学校 (令和7年4月1日改訂)

### 1 いじめとは

いじめとは児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している児童生徒等当該等と一定の人的関係にある他の児童生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。 『いじめ防止対策推進法 第2条』

### 2 基本方針のポイント

「いじめはどの学校、どの学級どの子どもでも起こりうる。」「いじめは絶対に許されない。」「いじめを受けた子どもの生命・心身を守り抜く。」の認識のもと、人権尊重の精神を基盤としてお互いが認め合い、対等で豊かな人間関係を築き、いじめのない集団の育成のために「いじめ防止基本方針」を策定し取り組む。そして、いじめの未然防止を最優先とし、いじめの事案に対し早期発見・早期解決をめざし、いじめの重篤化を防ぐようにする。

#### ① いじめを絶対に許さない学校の雰囲気作り

- ・人権教育の推進→友達を大切にする。相手の立場に立ち共感的に考える。お互いに支え合う。自分がされていやな事は他人にしない。
- ・道徳教育の充実→人間尊重の精神に根ざした豊かな心を育てる教育活動を推進する。
- ・体験学習の充実→自然体験、福祉体験など体験活動を通じて豊かな人間関係を形成する力を養う。
- ・言語・表現の学習→人を傷つける言葉に敏感になり、人を傷つけない言葉を意識して使えるようにする。
- ・発達支持生徒指導の充実→すべての児童を対象にした主体性を育む活動に取り組む。

#### ② 未然防止・早期発見のために

- ・日々の観察→教職員が毎朝入力する心の記録を見たり、アンテナを高く張ったりしながら、児童の把握を行う。
- ・生活相談 →教職員と児童信頼関係を形成し、相談できる関係を創っておく。
- ・カウンセリングの活用→校区に派遣されているカウンセラーを活用する。
- ・生活実態・いじめアンケート→学期に一回以上実施し早期発見の手立ての一つとする。
- ・情報モラル教育→系統的に行い、SNS・ネット・スマホなどにまつわる誹謗中傷などのトラブルを防止する。
- ・SV等による仲間づくり、いじめ未然防止に関する校内研修の実施
- ・教職員間の情報共有の徹底→週に1度の職夕会議の中で各クラスの様子を全教員で共有する。日常から子どもたちの様子を話題にして話す。

#### ③ 家庭・地域との連携

- ・PTA役員会や学級懇談会、学校運営協議会などを通して子どもの情報交換を行う。

### 3 いじめの未然防止の取り組み

#### (1) 授業改善を進める

- ① みんながわかる授業づくりをすすめるための研究授業の推進及び配慮を要する児童への指導
- ② 川上スタンダードに基づいた授業規律の徹底。

## (2) 自己有用感の育成

- ①一人一人が活躍できる場面を設定した取り組み  
(特別活動、総合的な学習の時間など)
- ②異年齢・異世代間交流の取り組み
- ③幼・小・中における異校種間での引き継ぎ

## (3) いじめを許さない・見逃さない雰囲気醸成

- ①道徳の時間の充実や学級会活動の充実
- ②命の大切さやお互いを思いやる取り組みの強化
- ③傍観者もいじめに加担していることの認識の指導
- ④情報モラルに関する取り組み
- ⑤困ったときに言葉で伝え合うことができるコミュニケーション能力の育成

## 4 いじめの早期発見

いじめは、大人が気づきにくく、判断しにくい形で行われることを認識し、些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から関わりを持つ。いじめを隠したり軽視したりすることなく、軽微なものも含め積極的に認知する。

- ①児童の学校生活の観察の充実と情報の共有化
- ②児童の様子の変化の記録・5W1H
- ③アンケートの活用と個人面談の実施
- ④カウンセラーの活用
- ⑤関係機関との連携
- ⑥いじめ相談窓口の周知

## 5 いじめの早期解決の取り組み

発見、通報を受けた場合には、個々の教職員で抱え込まず、速やかに委員会に報告し、組織的に対応する。関係者の協力の下に事実関係の把握を行い、いじめであると判断されたら、被害児童のケアを行うとともに、教育的配慮の下、加害児童の指導を行う。なお、指導においては、謝罪や、責任を形式的に問うのではなく、児童生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。

- ①いじめの事案を校内委員会に報告する体制
- ②全教職員が一致して問題解決に取り組む体制作り(情報の共有化、相互の連携等)
- ③被害児童の保護と被害児童とその保護者への支援。加害児童への指導
- ④加害児童への粘り強い指導とその保護者への助言
- ⑤警察等関係機関との連携
- ⑥家庭・地域との連携
- ⑦スマホ・SNS・ネット上などについては専用相談電話等を活用する。
- ⑧いじめ行為が止んだ後も、被害児童の見守りを継続し、保護者と情報を共有する。
- ⑨教育委員会の指導・助言

## 6 いじめ対応・防止のための校内組織とその他の取り組み

### いじめ対策委員会

#### ○役割

- (1) いじめの疑いに関する情報がある場合には、緊急に会議を開催し、迅速な情報の収集、共有、関係者を通じて事実の把握、指導及び支援の方針の決定、保護者との連携を行う。また、毎月開催し事案検証および解消の進捗について確認する。
- (2) 学校いじめ基本方針に基づく具体的な年間計画の作成・実行・PDCAサイクルによる検証を行う。
- (3) いじめの疑いのある情報や問題行動に関わる情報の収集、記録、共有を行う。
- (4) 構成及び年間計画

○構成メンバー・・・校長、教頭、教務、生活指導担当、当該学年、人権担当、養護教諭  
(※状況により各学年代表、SC、SSW、SCSV、関係諸機関)

○年間計画(いじめ対策会議を以下のように持つ)

・毎月定期的実施 ・対応困難な事案発生時は即時設置  
ただし、4月は年間計画等の作成。9月は学校体制の中間評価。2月は年間を通した課題検討。

### その他の取り組み

#### ○アンケートの実施

- ①児童対象アンケート(年3回程度) ②心のきろく(毎日) ③生活相談(随時)

#### ○研修会

- ①人権研修会 ②職員会議 ③SV等による校内研修

#### ○保護者や地域関係諸機関との連携

- ①学校便り・ホームページなどによる情報発信
- ②学校運営協議会への提案・協力体制の確立
- ③関係諸機関との連携

#### ○取り組み内容の検証

- ①取り組み内容の検討、実施後の検証 ②PTA役員や教職員への評価アンケートの実施

## 7 重大事態への対応

- ①生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い
- ②相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑い等があった場合は速やかに教育委員会に報告し、連携して事実の把握からの対応を行う。

#### ◎上記の場合、以下の点に留意する。

- ①学校は隠蔽しない・誠意ある対応を行う。窓口の一本化
- ②調査組織の設置と事実関係の明確化

#### ③被害児童及びその保護者への適切な情報提供

情報の提供にあたっては、プライバシーの保護に配慮するなど、関係者の  
個人情報に十分配慮する。

#### ④委員会への報告・相談

- ⑤いじめ解決について、3か月以内に再度、保護者・当該児童との面談を行う。

## いじめ対応の基本的な流れ

### 【いじめ（疑いを含む）と認知、判断したとき】

- ① いじめ情報のキャッチ（認知）、些細なトラブルは即指導、家庭連絡

担任→学年主任→生活指導担当→首席・管理職 《1日目（その日の内）に対応》

- ② レベル2以上の場合⇒事実関係の正確な把握、情報収集、問題状況の把握理解、家庭連絡

担任→学年主任→生活指導担当→首席・管理職 《1日目（その日の内）に対応》

- 1) 遅くとも2日目までにより正確な事実把握、情報収集を行う。

担任等は、電話連絡や家庭訪問をして現時点までの報告を保護者に行う。

- 2) 遅くとも3日目までに、いじめ対策委員会を開き、対応策を実行する。

- 3) 5日以上たっても解決が見られないときは再度いじめ対策委員会で対応策を検討する。

※誰が、誰に、いつまでに、何をするか、関係機関との連携も含め、目標を立てる。

- 4) 保護者へ対応策を正確に示す。以降、情報提供を随時行う。

### 【いじめのレベル】

レベル1 1対1の比較的軽度な言葉によるからかいや無視等

レベル2 数名の軽度な言葉によるいじめ、仲間外れ、無視等

レベル3 レベル2が継続する。蹴る、叩く、足をかける、物かくし等、精神的苦痛を伴う実害がある

レベル4 長期間の集団無視、強要、ぬれぎぬ、服を脱がせる等、重度の実害発生。いじめによる不登校、転校を保護者、本人が検討

レベル5 万引き強要・ケガを伴う暴力・恐喝・窃盗・強姦・PTSD と診断される、自傷行為、死を語る

## 8 いじめの解消

◎以下2点の条件を満たした場合、「いじめが解消した」と判断する。

- ① いじめの行為がやんでいる状態が3か月以上継続している。

- ②被害児童が心身の苦痛を受けていない。（本人・保護者と面談等などで確認）